

ダイフク事件について

(大阪地裁令和6年(ワ)7193号職務対価発明事件、
知財高裁令和7年(ネ)第10077号職務対価発明控訴事件)
(裁判所ホームページ知的財産裁判例集)

知的財産法研究会
弁護士 小野 夏海

第1 事案の概要と裁判所の判断

1 事案の概要

本件は、物流システムに関するコンサルティング、エンジニアリング及び設計・製造・据付・サービスなどを事業とする被告に対し、被告の元従業員である原告（平成30年4月1日入社、令和5年4月30日退職）が、原告で勤務していた時期に行った発明（以下「本件発明」といいます。）について、特許法35条4項に基づく相当の利益の支払いを事案であり、特許法35条5項に定める「不合理」性を判断した希少な判決である。

2 被告が定める規定の概要

被告は「発明考案に関する規定」を制定しているところ、同規定は、原告が被告に雇用された当時の規定（以下「本件規定1」という。）から、令和5年（以下「本件規定2」という。）及び令和6年（以下「本件規定3」という。）にそれぞれ改定された（以下「本件規定1」ないし「本件規定3」を特に区別せずに使用するときは「本件規定」という。）。また、本件規定9条2項に基づき、「実績報奨制度に関する実施細則」が制定されているところ、同細則についても、原告が雇用された当時の細則（以下「本件細則1」という。）から、平成29年（以下「本件細則2」という。）、令和4年（以下「本件細則3」という。）、令和5年（以下「本件細則4」という。）に改定されている（以下「本件細則1」ないし「本件細則4」を区別なく使用するときは「本件細則」という。）。

本件規定の概要（原審判決文別紙1より引用。下線部は筆者が追記。）

第1 本件規定1

1 目的（1条）

この規定は、就業規則54条1項2号の規定に基づき、被告の従業員の発明を奨励するとともに、その発明者としての権利を保障し、併せて発明によって得た特許権の管理及び実

施の合理的運用を図ることを目的とする。

2 権利の帰属（3条）

被告は、職務発明について、その発明が完成したときに、特許を受ける権利を取得する。この取得にあたっては、これを有償とする。

3 届出及び評価（4条）

- (1) 発明をした従業員は、すみやかにその発明の内容を記載した発明提案書を、自己の所属長に届け出なければならない。
- (2) 所属長は、前項の定めによる届出をうけたときは、当該届出に係る発明の評価等に関する意見を添えて、当該発明提案書を知的財産部に提出しなければならない。

4 出願（5条）

- (1) 被告は、3(2)の届出があったときは、所定の審議を経て、当該届出に係る発明が職務発明であるか否かの認定をし、職務発明であると認定したときは、本邦その他会社による原始取得を認める国における特許を受ける権利に関しては被告による取得を確認し、発明者からの譲渡書等を必要とする国における特許を受ける権利については、被告は権利を承継する。
- (2) 被告は、(1)に従い特許を受ける権利を被告が取得したことを確認した場合、及び被告が権利を承継した場合には、出願するか、又は出願を留保するかを決定をする。
- (3) 被告は、(1)の認定及び決定の結果を、当該発明をした従業員とその所属長に通知する。

5 出願報奨金、登録報奨金の支払（8条）

- (1) 被告は、被告が特許を受ける権利を取得し、これを特許出願した場合、当該発明をした発明者に対し、国内出願については、(●)円、外国出願については(●)円の出願報奨金を支払う。
- (2) 被告は、被告が特許を受ける権利を取得し、これが登録になったときは、当該発明をした発明者に対し、国内登録について(●)円、外国登録について(●)円の登録報奨金を支払う。(被告が特許権を譲り受けたときも同じ。)
- (3) 被告は、4(2)の決定の結果、届出にかかわる発明をノウハウとして出願を留保すると決定したときは、当該発明をした発明者に対し、出願報奨金に相当する額の報奨金を支払う。
- (4) 被告は、(3)の場合を除き、4(2)の決定の結果、特許出願しなかった場合においても、発明提案書に所要の記載がされているときは、当該発明者に対し、発明提案報奨金((●)円)を支払う。
- (5) 外国の産業財産権を対象とする発明について準用するが、報奨金の支払は、第1国のみを対象としてこれを支払う。

6 その他の報奨金の支払（9条）

- (1) 被告は、5(1)において、被告に対して貢献した極めて優秀な発明をした特許出願の発明者に対し、所定の基準に基づき、取締役会の審査を経て、ダイフク発明大賞として、特別出願報奨金（ダイフク発明大賞に((●)円、ダイフク発明賞に(●)万円)を支払う。
- (2) 被告は、職務発明に基づく特許権の実施により、利益を得るなどして被告に対して事業貢献したと認定するときは、当該特許権にかかわる発明をした発明者に対し、所定の基準に基づき、取締役会の審査を経て、実績報奨金を支払う(●以下省略 以上省略